

スポーツ（主なもの）

改定される主な使用料・手数料など	施設・設備など	使用単位	改定前（円）		改定後（円）
府中公園、ウカイランド公園 グラウンド・夜間照明使用料	グラウンド（スポーツに使用）	3 時間	540	⇒	550
	照明（府中公園）	30分	640	⇒	660
	照明（ウカイランド公園）	30分	590	⇒	600
上下野球場 球場・夜間照明使用料	野球場（スポーツに使用）	3 時間	2, 160	⇒	2, 200
	照明（野球場）	1 時間（全灯）	2, 160	⇒	2, 200
桜が丘グラウンド 使用料	グラウンド（スポーツに使用）	3 時間	2, 160	⇒	2, 200
中須グラウンド グラウンド・夜間照明使用料	グラウンド（専用使用）	3 時間	2, 160	⇒	2, 200
	照明（東側）	30分	640	⇒	660
羽高湖サン・スポーツランド グラウンド・テニスコート・ 夜間照明使用料	グラウンド（全面）	3 時間	1, 080	⇒	1, 100
	照明（グラウンド）	30分	1, 080	⇒	1, 100
	テニスコート（1面）	30分	210	⇒	220
	照明（テニスコート・1面）	30分	210	⇒	220
T T Cアリーナ 建物利用料 ※付属設備使用料は別途必要です。	アリーナ（アマチュアスポーツを目的とした全面利用・入場料なし）	1 時間	2, 160	⇒	2, 200
	照明（アリーナ全面利用で全点灯）	1 時間	3, 240	⇒	3, 300
	冷暖房（アリーナ）	1 時間	2, 700	⇒	2, 750
B & G 海洋センター 温水プール利用料	温水プール（一般利用）	高校生以上 1 回	（冬） 540 （夏） 430	⇒	（冬） 550 （夏） 440
		小・中学生・義務教育学校生 1 回	（冬） 430 （夏） 320	⇒	（冬） 440 （夏） 330
		幼児 1 回	（冬） 320 （夏） 210	⇒	（冬） 330 （夏） 220
				⇒	
				⇒	

文化・その他（主なもの）

改定される主な使用料・手数料など	施設・設備など	使用単位	改定前（円）		改定後（円）
文化センター ホール利用料 ※付属施設の使用料は別途必要です。	大ホール（土・日、祝日、入場料2, 000円以上）	13時～17時	73, 440	⇒	74, 800
	中ホール（土・日、祝日、入場料1, 000円以上）	13時～17時	12, 310	⇒	12, 540
上下町民会館 各室使用料 ※一般利用の場合。付属設備使用料は別途必要です。	会議室	4 時間（昼間）	2, 160	⇒	2, 200
	大研修室	4 時間（昼間）	3, 240	⇒	3, 300
	農事研修室	4 時間（昼間）	1, 080	⇒	1, 100
勤労青少年ホーム （キャンプ in ふちゅう）	大会議室	13時～17時	640	⇒	660
	ミーティングルーム	13時～17時	750	⇒	770
	宿泊室	1 人 1 泊	2, 700	⇒	2, 750
河佐峡、矢野温泉公園四季の里 キャンプ場など使用料	キャンプ場（1 区画）	9 時～16時	540	⇒	550
		13時～翌日12時	1, 080	⇒	1, 100
	オートキャンプ場（四季の里のみ・1 区画）	9 時～16時 13時～翌日12時	2, 160 3, 780	⇒	2, 200 3, 850
河佐峡パークゴルフ場	一般（大人）	1 日	800	⇒	810
お祭り広場	駐車場および広場	1 日	10, 800	⇒	11, 000
みんなの公園、はじまりの広場、で あいの広場	広場	1 日	3, 240	⇒	3, 300

消費税法の改正により10月1日から市の使用料などの料金を改定します

消費税および地方消費税の税率が、10月1日から8%から10%に引き上げられることに伴い、市の使用料などの料金を改定します。
主なものは次のとおりです。



暮らし（主なもの）

改定される主な使用料・手数料など	施設・設備など	使用単位	改定前（円）		改定後（円）
埋立センター 不燃物埋立処分手数料	—	10kgにつき	155	⇒	160
クリーンセンター、北部クリーンステーション 可燃ごみ・粗大ごみ処理手数料	—	10kgにつき	155	⇒	160
クリーンセンター、北部クリーンステーション 特定家庭用機器廃棄物運搬手数料 ※テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機などの処分。	—	1 台につき	2, 050	⇒	2, 100
指定ごみ袋の販売価格 ※標準販売価格。袋代に含まれるごみ処理協力金は現行のままです。	大	10枚当たり	367	⇒	369
	中	10枚当たり	200	⇒	201
	小	10枚当たり	126	⇒	128
広谷団地污水处理施設使用料	1 世帯（1 人）	—	3, 780	⇒	3, 850
	1 世帯（2 人以上）	—	4, 320	⇒	4, 400
水道料金	基本使用料	2 か月（14m³まで）	2, 376	⇒	2, 420
下水道使用料	基本使用料	2 か月（20m³まで）	2, 494	⇒	2, 541
水道メーター使用料 ※口径により金額が異なります。	口径20mm	2 か月	332. 64	⇒	338. 8
水道分担金（加入金） ※口径により金額が異なります。	口径20mm	1 件	129, 600	⇒	132, 000
湯が丘病院 診断書	普通診断書	1 通	2, 160	⇒	2, 200
	国民年金・福祉年金診断書	1 通	5, 400	⇒	5, 500
	生命保険関係診断書	1 通	5, 400	⇒	5, 500

改定されない使用料などの料金（主なもの）

- ▷住民票、戸籍謄本・抄本、全部（一部）記載事項証明書などの発行証明手数料
- ▷市営住宅使用料

今回お知らせする内容は、改定する使用料などの一部です。また、使用単位が変わると、消費税額の端数処理により、使用料などの総額に誤差が生じる場合があります。その他の使用料など詳しくは、市のホームページで確認してください。